

利用者のために

農林業センサスの沿革

1 センサスとは

通常、調査対象の全てについて、調査票を用いて基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。（これに対し、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。）

2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回の2010年世界農林業センサスは、戦後13回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから8回目、戦後では11回目の農業センサスである。

4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されてきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2010年世界農林業センサスは、林業センサスとしては7回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから5回目となっている。

5 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスは、事業体を対象とする調査について2000年世界農林業センサスまで農業と林業を別々に調査していたが、農林業を経営の視点から同一の調査票で把握する調査体系に改め、農林業経営体を調査対象とした「農林業経営体調査」として実施した。

また、農林業地域を対象とする調査についても、農林業・農山村の有する多面的機能を一体

的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」、農業集落における集落機能、コミュニティ活動等を把握するための「農村集落調査」(付帯調査)を実施した。

具体的には、以下の見直しを行っている。

(1) 農林業経営体調査

ア 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する3調査(農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査)、林業事業体に関する3調査(林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査)を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

イ 農林業経営体を調査対象

2005年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

(ア) 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、

(イ) 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者(組織経営体の場合は代表者)

とした。

なお、1つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合(それぞれが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合)は、それぞれの者を調査対象とした。

ウ 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、以下に示す外形基準(生産又は作業の規模)を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

<農業の外形基準>

(ア) 農業生産を行っている場合

経営耕地面積が30a以上であるか、又は、物的指標(部門別の作付け(栽培)面積、飼養頭羽数等の規模)が一定経営規模以上である者を調査対象とした。

(イ) 農業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

<林業の外形基準>

(ア) 林業生産を行っている場合

保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間継続して林業経営（育林若しくは伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者を調査対象とした。

- (イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200m³以上である者を調査対象とした。

- (ロ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合
全てを調査対象とした。

(2) 農山村地域調査

ア 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した。

イ 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農業集落機能があると認められた地域（農家点在地を除く。）を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、農山村地域資源の総量把握に重点を置いて把握することとしたため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、農政の施策の対象範囲外である全域が市街化区域である農業集落については調査対象から除外した。

2010年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、FAOの提唱する2010年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施した。

2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）統計法施行令（平成20年政令第334号）農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成16年5月20日農林水産省告示第1071号）に基づいて行った。

3 調査の体系

2010年世界農林業センサスは、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の調査対象、調査方法等については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計は全て農林水産省大臣官房統計部で行った。

調査の種類	調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農 林 業 経 営 体 調 査	農林産物の生産を行う か又は委託を受けて農 林業作業を行い、生産 又は作業に係る面積・ 頭羽数が一定規模以上 の「農林業生産活動」 を行う者 (農林業経営体の定義 は、「用語の解説」 を参照)	農林水産省 都道府県 市区町村 指導員 調査員 調査対象	平成22年 2月1日	調査対象による 自計調査
農山村地域 調 査	(市区町村調査) 全ての市区町村	農林水産省 地方統計組織 調査対象	平成22年 2月1日	往復郵送調査又は オンライン調査
	(農業集落調査) 全域が市街化区域に含 まれる農業集落を除く 全ての農業集落	農林水産省 地方統計組織 調査員 調査対象		調査対象による 自計調査又は調査 員による面接調査

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

5 集計方法

単純積み上げにより算出した。

なお、農林業経営体調査における平均年齢については、「集計対象者数の年齢の累積 / 集計対象者数」により算出した。

6 目標精度

本調査は、全数調査のため、目標精度は設定していない。

2010年世界農林業センサスの変更点

我が国農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、最近の個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらへの対応を図るため、調査方法、調査項目等の改善・見直しを行った。

主な変更点は次のとおりである。

【農林業経営体調査】

1 調査票及び調査期日の統一化

農林業センサスが全国一斉に統一的に実施されていることを踏まえ、調査業務の効率化を図る観点から、従来の北海道用、都府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を1種類の調査票に統一化した。

また、沖縄県の調査期日については、調査業務の効率化と全国統一時点の調査結果を得る観点から、他の都道府県と同様の調査期日（2月1日現在）とした。

2 調査項目の変更

- (1) 農林水産業と商工業の産業間連携や農産物輸出の促進に資するため、異業種からの農業への資本金・出資金の提供状況、海外への輸出状況等を調査項目に設定した。
- (2) 記入者の負担軽減を図る観点から、農業用機械、農産物の品目別面積、農作業の受託、家族経営協定等の調査項目等の簡素化又は廃止を行った。

【農山村地域調査】

1 調査方法の変更

農林水産省職員による面接聞き取り調査から、「市区町村調査」については往復郵送調査又はオンライン調査に、「農業集落調査」については農業集落の精通者に対する調査員調査に変更した。

2 農村集落調査の廃止

2005年農林業センサスの付帯調査として実施した農村集落調査（標本調査）については、調査結果の利活用状況等を踏まえ、調査体系の簡素化等の観点から廃止した。

3 調査項目の変更

- (1) 農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落調査において、農業集落内の総戸数、農業集落としての活動状況（寄り合いの開催状況、実行組合の有無）を把握することとした。
- (2) 記入者の負担軽減及び調査の効率化を図る観点から、行政記録の活用で把握可能な法制上の地域指定等を調査項目から削除した。

農業集落の概念

1 農業集落とは

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

2 農林業センサスにおける「農業集落」設定経過

(1) 昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）

「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。

具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

(2) 1970年世界農林業センサス

農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を属地的に捉え、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落の区域とした。

(3) 1980年世界農林業センサス以降

農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、原則として踏襲した。

(4) 2005年農林業センサス以降

これまでの農業集落の区域の認定方法と同様に、市区町村の合併・分割、土地区画整理事業などにより従来の農業集落の地域範囲が現状と異なった場合は、現況に即して修正を行い、それ以外の場合は、踏襲することとした。

農山村地域調査（農業集落調査）の実施経過

農山村地域調査（農業集落調査）の実施経過は、次表のとおりである。

調査名	調査規模	調査の目的	主要な調査項目
2010年 世界農林業センサス	全数調査	農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落内でのコミュニティ活動状況や、農山村資源の保全状況を把握する。	1 農業集落の立地条件 2 農業集落の戸数 3 農業集落の耕地等 4 地域資源の保全 5 農業集落の活動状況
2005年 農林業センサス	全数調査	農林業・農山村の有する多面的機能を統計的に明らかにするため、農山村資源の賦存、保全、活用状況等を把握する。	1 農業集落の立地条件 2 農業集落の戸数 3 農業集落の耕地等 4 農業生産 5 農業集落の慣行 6 地域・環境資源の保全 7 農業集落の生活環境
2000年 世界農林業センサス	全数調査	農業生産構造の変化や農村地域の生活環境等及び農業生産活動の実態、自然資源の賦存状況等を明らかにする。	1 農業集落の立地条件 2 農業集落の戸数 3 農業集落の耕地等 4 農業生産 5 農業集落の慣行 6 地域・環境資源の保全 7 農業集落の生活環境
1990年 世界農林業センサス	全数調査	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び集団的土地利用並びに生活環境の整備状況を明らかにする。	1 農業集落の戸数、土地 2 共用の農業用機械・施設 3 農業集落の集団的土地利用 4 農業生産の諸組織 5 農業集落の慣行 6 生活環境の整備状況
1980年 世界農林業センサス	全数調査	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び土地の利用状況並びに住民の意思決定機構を把握する。	1 農業集落の世帯構成 2 農業集落の立地条件 3 農業集落の土地、水の利用状況と管理機能 4 農業生産の諸組織化 5 農業集落の慣行 6 農業集落の運営と意思決定機構 7 生活環境
1975年 農業センサス 農村環境総合調査	1/7の 標本調査	農村の都市化現象及び農村と都市の生活環境格差並びに土地利用の実態を把握する。	1 農業集落の立地条件（ＤＩＤとの関係、法制上の地域指定） 2 農業集落の世帯構成 3 総土地面積、土地利用、転用、基盤整備、価格 4 第二、三次産業の状況 5 生活環境施設状況
1970年 世界農林業センサス	全数調査	村落構造の実態、生産の場としての土地、共用生産手段及び生活環境を明らかにする。	1 共用農用手段、農用機械 2 農業集落の戸数、社会経済的条件、歴史形態及び慣行 3 土地（基盤整備、土地改良、転用、耕地価格） 4 生活環境 5 出稼ぎ、公害、賃金
1965年 農業センサス	全数調査	共用農業用機械の利用及び生活水準の実態を把握する。	1 共同利用の機械 2 食料品の購入先 3 電気冷蔵庫
1960年 世界農林業センサス	全数調査	農業生産における共同活動及び農民の生活実態を把握する。	1 共同利用の機械・施設の普及度合、生産物の共同出荷 2 土地改良の進捗度 3 自然的条件（傾斜度、土質） 4 近代的生活用品の普及状況、食生活の状況 5 農家の生業 6 賃金協定、耕地価格、農業法人
昭和30年 臨時農業基本調査	1/5の 標本調査	農業生産や農家生活上から村落共同体における結合関係を明らかにする。	1 隣保共助的役割（農業水利、共有林野、共同施設から共同作業） 2 集落における規制（水による規制、農業労働力の規制、生活上の規制） 3 農業集落の発展段階別の把握（商品生産農業の発展） 4 農業構造の把握（農地改革の効果、農業生産力構造）

統計表の編成

1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

2 全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域

統計表に用いた全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域は次のとおりである。

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	(北関東、南関東、東山)
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	(山陰、山陽)
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	(北九州、南九州)
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東北農政局	(1)の東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	(1)の北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	(1)の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	(1)の九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

3 類型区分

農業・農村の地域社会構造を把握するためには、農業集落の性格、農業生産構造等について地域格差や変貌過程を明らかにした統計が必要である。このため、農業集落のもっている属性等を指標とし、農業集落の性格が的確に把握できるよう全国農業地域単位に「ＤＩＤまでの所要時間別類型」及び「農業地域類型」に統計表章した。

(1) ＤＩＤまでの所要時間別類型

この分類では、農業集落の性格が社会経済的立地条件とどのような関連があるかを視点として、農業集落のランドマークから最も近いＤＩＤ（人口集中地区）までの所要時間別で分類した。

ＤＩＤまでの所要時間
15分未満
15分～30分
30分～1時間
1時間～1時間半
1時間半以上

(2) 農業地域類型

この分類では、短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって市町村及び旧市区町村（昭和25年2月1日時点の市区町村）を分類した。

農業地域類型	基準指標
都市的地域	- 可住地に占めるＤＩＤ面積が５％以上で、人口密度500人以上又はＤＩＤ人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。 - 可住地に占める宅地等率が60％以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80％以上のものは除く。
平地農業地域	- 耕地率20％以上かつ林野率50％未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90％以上のものを除く。 - 耕地率20％以上かつ林野率50％以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10％未満の旧市区町村又は市町村。
中間農業地域	- 耕地率20％未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 - 耕地率20％以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。
山間農業地域	林野率80％以上かつ耕地率10％未満の旧市区町村又は市町村。

注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

2 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

3 本書に用いた農業地域類型区分は、平成20年6月改定(平成20年6月16日付け20統計第188号)のものである。

4 全国森林計画（広域流域）・森林計画区分

統計表に用いた全国森林計画（広域流域）・森林計画区分は巻末の参考資料を参照されたい。

全国森林計画は、森林法の規定に基づき、農林水産大臣が、5年ごとに15年を1期として立てる計画（次期計画の計画期間は平成21年4月1日から平成36年3月31日）。

都道府県知事が立てる地域森林計画等の規範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。

用語の解説

【農山村地域調査】（市区町村調査票関係）

過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。
半島振興対策実施地域	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき指定されている地域区域をいう。
総土地面積	原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。
林野面積	「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法（平成16年法律第123号）上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。
現況森林面積	調査期日現在の森林面積をいう。
森林面積	森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいい、山林に未立木地を加えたものに該当する。
山林	用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地をいい、不動産登記法上の地目類の一つである。 立木地のほか、伐採跡地も含める。
森林以外の草生地	森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。 なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

林野率	総土地面積に占める林野面積の割合をいう。 なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島（503,614ha）及び竹島（21ha）を除いて計算した。
森林計画による森林面積	森林法に基づく、全国森林計画、地域森林計画（民有林対象）、国有林の地域別森林計画などをいう。 本調査では、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。
国有(林)	「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいう。
林野庁	林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関をいい、例えば財務省等の省庁が所管している林野をいう。
民有(林)	国有以外の林野をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類される。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している林野をいう。
公有(林)	「都道府県」、「森林整備法人（林業・造林公社）」、「市区町村」及び「財産区」が所管している林野をいう。
都道府県	都道府県が所管している林野をいう。林務主管課（部）所管林野のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含める。
森林整備法人（林業・造林公社）	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により設立された法人等（林業・造林公社も含む。）が所管している林野をいう。
市区町村	市区町村が所管している林野をいう。地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合（通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合）の所管する林野を含める。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含める。

財産区	地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた林野について財産区を作り、地元民が使用収益している林野をいう。
私有(林)	個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している林野をいう。
産地直売所	生産者が自ら生産した農産物（農産物加工品を含む。）を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。 なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除く。
運営主体	産地直売所を運営する主たる組織をいう。
地方公共団体	都道府県又は市区町村が運営するものをいう。
第3セクター	国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立された事業体が運営するものをいう。
農業協同組合	農業協同組合が運営するものをいう。 （農業協同組合とは、農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法（農協法）に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいう。）
その他	生産者個人又は生産者グループが運営するもの、及び上記以外の機関で、民間企業等が運営するものをいう。

【農山村地域調査】（農業集落調査票関係）

農業集落	市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。
D I D（人口集中地区）	平成17年国勢調査において、人口密度約4,000人/km ² 以上の国勢調査基本単位区が幾つか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。

(D I D : Densely Inhabited District)

D I D までの所要時間

当該農業集落の居住者が普段利用している交通手段（自動車、バス、電車等）によることとし、その起点は、当該農業集落のランドマークとし、終点は、D I D の中心地とする。

離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合はその所要時間を含める。

なお、居住者が普段利用している交通手段については、利用者数が最も多いものとする。

ここでの「農業集落のランドマーク」とは、人家の最も多く集まっているところとし、人家が散在している場合は、農業集落の集会所等がある場所とする。なお、人家が散在しておりかつ集会所が複数ある場合は、最も多くの農家が利用する集会所がある場所をランドマークとする。

また、「D I D の中心地」とは、人家の最も多く集まっている場所とするが、判断が難しい場合には、例えば市区町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市区町村役場が所在していた場所などとする。

農家率

農業集落の総戸数に占める農家の割合をいう。

耕地面積

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔は耕地に含む。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

畑

畑耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地

樹園地木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a 以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。

耕地率

総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。

水田率

耕地面積に占める田面積の割合をいう。

なお、水田率を用いて農業集落の農業経営の基盤的条件の差異を示した区分は以下のとおりであるが、この区分は地域農業構造の特性を把握するための統計上の区分であり、制度上や施策上の取扱いに直接結びつくものではない。

水田集落

水田率が70%以上の集落をいう。

田畑集落	水田率が30%以上70%未満の集落をいう。
畑地集落	水田率が30%未満の集落をいう。
実行組合	農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。 具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。 ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。
寄り合い	原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいう。また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなす。 ただし、婦人会、子供会、青年団、4 Hクラブ等のサークル活動的なものは除く。
農業生産にか かる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。
農道・農業用 用排水路・た め池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。
集落共有財産 ・共用施設の 管理	農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
環境美化・自 然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。
農業集落行事 (祭り・イベ ント等)の計 画・推進	寺社や仏閣における祭り(祭礼、大祭、例祭等) 運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。

農業集落内の福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒などをいう。
地域資源	本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。
地域資源の保全	地域住民等が主体となって地域資源を地域の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。
森林	森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいう。
ため池・湖沼	かんがい用水をためておく人工又は天然の池をいう。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の排水路は除く。
農業用排水路	農業用の用水又は排水のための施設をいう。

利用上の注意

- 1 本書の数値は確定値であり、これまでに農林水産省本省が公表した 2010年世界農林業センサス結果の概要（暫定値）、2010年世界農林業センサス結果の概要（概数値）等の数値と異なる場合がある。
- 2 表中に使用した記号は次のとおりである。
 - 「0」…単位に満たないもの。（例：0.4ha→0ha）
 - 「-」…調査は行ったが事実のないもの、又は単位に満たないもの。
 - 「…」…事実不詳又は調査を欠くもの。
 - 「nc」…"no calculation"（計算不能）の略。
- 3 統計数値については、集計過程において四捨五入しているため、各数値の積み上げ値と合計あるいは合計の内訳の計が一致していない場合がある。

報告書の刊行一覧

農林業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

- 第 1 巻 都道府県別統計書（全47冊）
- 第 2 巻 農林業経営体調査報告書 - 総括編 -
- 第 3 巻 農林業経営体調査報告書 - 農林業経営体分類編 -
- 第 4 巻 農林業経営体調査報告書 - 農業経営部門別編 - （全 3 冊）
 - 第 1 集 水稲、畑作、小麦、大豆
 - 第 2 集 野菜、果樹、花き・花木、施設園芸
 - 第 3 集 酪農、肉用牛、養豚、養鶏
- 第 5 巻 農林業経営体調査報告書 - 抽出集計編 -
- 第 6 巻 農業構造動態統計報告書
- 第 7 巻 農山村地域調査報告書 - 都道府県編 -
- 第 8 巻 農業集落類型別統計報告書
- 別 冊 英文統計書
- 別 巻 総合案内

問合せ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第 2 班

電話：03 - 3502 - 8111 内線3667

直通：03 - 6744 - 2256